

## 平成20年第345回矢吹町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成20年11月28日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第59号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第60号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第61号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第63号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算(第4号)  
議案第64号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第65号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第66号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第67号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第68号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
議案第69号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算(第2号)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

1番	青 山 英 樹 君	2番	竹 元 孝 夫 君
3番	鈴 木 隆 司 君	4番	鈴 木 一 夫 君
5番	藤 井 精 七 君	6番	棚 木 良 一 君
7番	大 木 義 正 君	8番	角 田 秀 明 君
9番	熊 田 宏 君	10番	永 沼 義 和 君
11番	諸 根 重 男 君	12番	遠 藤 守 君
13番	根 本 信 雄 君	14番	吉 田 伸 君
15番	栗 崎 千 代 松 君	16番	柏 村 栄 君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 野 地 誠 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 圓 谷 誠 君
総 務 課 長 会 田 光 一 君	保 健 福 祉 課 長 根 本 孝 一 君
上 下 水 道 課 長 堀 勇 次 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 坂 路 寿 紀 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 内 藤 正 昭	主 幹 兼 局 長 補 佐 兼 水 戸 邦 夫 次 長
---------------------	-----------------------------

---

#### ◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第345回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

7番 大 木 義 正 君

8番 角 田 秀 明 君

を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程につきましては議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。それでは報告させていただきます。

本日第345回町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案等について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求めて協議いたしました結果、会期を本日11月28日の1日間とし、議案審議につきましては条例改正4件、補正予算7件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期臨時会の会期は本日11月28日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月28日の1日間と決定いたしました。

なお、議事日程及び議案説明のため出席を求めた者については、お手元の配付のとおりであります。

---

#### ◎議案の上程、説明、質疑、討論、採決（議案第59号～議案第61号）

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第59号、第60号、第61号を一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） それでは、提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第59号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は議会議員の期末手当を引き下げる条例改正案であります。本年10月の県人事委員会勧告では、特別手当において民間との水準より0.02月上回ったことから、民間の支給水準に見合うよう支給月を0.02月引き下げることとし、平成20年12月期に適用するよう勧告を行ったところであります。

この期末手当については、昨年の県人事委員会により支給月額を0.05月引き上げるよう勧告がなされたところでありますが、現下の当町の置かれている厳しい財政状況を考慮し、支給月額の引き上げを見送っております。本提案は昨年勧告の対応状況を踏まえ、今回の県人事委員会勧告により支給月額を引き下げることとし、支給月額を3.3月から3.28月にする条例改正案であります。

議案第60号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本提案は矢吹町長等の期末手当を引き下げる条例改正案であります。本提案は議案第59号と同じく、今回の県人事委員会勧告により支給月額を引き下げることとし、支給月額を3.3月から3.28月にする条例改正案であります。

議案第61号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本提案は教育長の期末手当を引き下げる条例改正案であります。本提案は議案第59号と同じく、今回の県人事委員会勧告により支給月額を引き下げることとし、支給月額を3.3月から3.28月にする条例改正案であります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第62号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は職員及び再任用職員の期末手当を引き下げ、給料表の額を引き上げる条例改正案であります。本年10月の県人事委員会勧告では過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果をもとに、給与については民間の水準を0.18%下回ったことから、民間との間に差が生じている初任給及び若年層を中心に平均で0.18%の引き上げ改定を、また期末勤勉手当について民間の支給水準に見合うよう支給月数を4.45月から4.43月に0.02月引き下げることにし、給与表については平成20年4月1日に遡及して、期末勤勉手当については平成20年12月期より適用するよう勧告を行ったところであります。

人事院勧告並びに県人事委員会勧告の制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として職員の適正な処遇を確保するために設けられており、勧告は尊重しなければならないものであります。現下の当町の置かれている厳しい財政状況等を考慮し、職員労働組合との4回にわたる団体交渉を踏まえ、給与については平成20年9月からの実施、期末手当については勧告どおり実施するものであります。議員各位のご理解をお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案の上程、説明、質疑、討論、採決（議案第63号～議案第69号）

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第63号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号を

一括して議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますのでご了承をお願いします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明をさせていただきます。

議案第63号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算からそれぞれ13万8,000円を減額し、総額を55億799万2,000円とするものであります。歳入の主な内容は、財政調整基金からの繰入金13万8,000円を減額するものであります。歳出の主な内容は、県人事委員会勧告に基づく人件費の補正及び4月の人事異動に伴う一般会計、特別会計の各会計間の職員の異動等による補正であります。

内訳としましては、議会費4万5,000円の増、総務費1,512万円の減、民生費1,159万円の減、衛生費1,021万1,000円の増、農林水産業費966万5,000円の増、商工費163万5,000円の減、土木費924万9,000円の増及び教育費96万3,000円の減であります。

議案第64号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員人件費の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ521万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,611万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金521万8,000円を減額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費521万8,000円を減額するものであります。

議案第65号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員人件費の補正であり、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億2,785万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料2,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、総務費35万7,000円を減額し、事業費35万9,000円を増額するものであります。

議案第66号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員人件費の補正であり、既定の歳入歳出予算をそれぞれ60万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億7,789万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金60万9,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、維持管理費60万9,000円を増額するものであります。

議案第67号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員人件費の補正であり、既定の歳入歳出予算

の総額から歳入歳出それぞれ857万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,944万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金857万8,000円を減額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費857万8,000円を減額するものであります。

議案第68号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員人件費の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,874万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金180万5,000円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費180万5,000円を増額するものであります。

議案第69号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づく職員人件費の補正であり、既定の収益的収入及び支出予算にそれぞれ22万円を増額し、収入総額を4億5,615万1,000円とし、支出総額を5億874万8,000円とするものであります。

収入につきましては、給水収益22万円を増額するものであります。

支出につきましては、総係費22万円を増額するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第67号について質疑をいたします。

今回の議案第67号は、歳入歳出それぞれ857万8,000円を減額するというふうな補正でありますけれども、9月の全協の中で、介護保険システムの改修に伴って事務処理に問題があったということで、町長から報告があったわけです。そのときには、これから関係機関と協議して補助金の返還や未払い分の予算化などの手続を進めるということであったわけですが、その後今回の補正には載っていないように見受けられるわけですが、これらについての対応はどうなっているのか、その点について質疑をいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは6番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

議案第67号で減額している分の件で、それに絡んで9月の全協で介護保険の事務処理の改修の際に、職員の不手際があったのではないかと。そして、その対応について今どのような状況かというようなおたがいでございますが、これらについては所定の規定にのっとり現在対応を進めているところでございます。

その内容等については、まだ皆さんのほうに詳しく報告できる段階にはございませんので、現在ここで言明

することはできませんが、ただ、できるだけ早い時期にというようなことも皆様のほうに回答申し上げておりますので、できる限り早めの対応ということで、12月の議会前には皆様のほうにご説明できるよう対処してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番。

○6番（棚木良一君） 再質問をいたします。

ただいま町長から答弁のあったことで納得はするわけですが、特に関係機関と協議するということでありますので、多分県に行って協議するのだというふうに思うわけです。あつてはならないミスであったわけですが、補助金の返還といえますと、矢吹町では139万1,000円を返さなければならないということになるわけですが、こういった補助金の返還については全国的な事例、県内での事例、特に我が町は財政的に大変厳しいので、そういった点では副町長が県から出向しているの、副町長の手腕が発揮される場面が出てきたのではないかと思いますので、そういった点で町長は副町長と一緒に県と協議して、この補助金の返還については免除できるようなことができないものかどうか、ぜひともそういった点で副町長には頑張っていたいただきたいというふうに思うんですが、その辺について町長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） ただいま6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

補助金の返還について、これらの対応について具体的には全国的な事例、県内の事例も含めて、補助金の免除ということもできないのかというようなおたがいでございますが、現下私と、そして副町長のほうと県のほうの確認作業をさせていただきました。そういった事例は全国的にも県内的にもないというようなことでございます。ただ、その点のいきさつ等について、再度県のほうに私のほうが直接出向いて話を伺うというようなことで予定しておりますので、それらの内容についても皆様のほうに後日お知らせをさせていただきたいと思っております。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 平成20年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号 平成20年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号 平成20年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号 平成20年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号 平成20年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号 平成20年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号 平成20年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〔「議長。議事進行の関係で発言を求めたいんですが」と呼ぶ者あり〕

### ◎議事進行についての発言

○議長（柏村 栄君） 以上で議案審議は全部終了いたしました。

議事進行であるということですので、発言を許します。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 皆さんおはようございます。

議事進行で発言を求めたところ、議長の許可を得たので発言をいたします。

今回、県人事委員会から特別職に対して勧告では歓迎されたわけでございます。勧告に基づいて町長は議案の提出等があり審査された、その結果満場一致で可決されました。このことについては非常によかったと私は思います。

しかし、10カ月前、すなわち3月定例会に今回の議案とほぼ同じ内容の議案に対し、今回は賛成の議決を表示され、10カ月前の場合は否決の態度を表明されたわけでございます。このことについては甚だ矛盾を感じざるを得ないのであります。なぜならば、一事不再議等の原則に抵触の懸念があるからです。抵触されなくても、道義的責任、モラル等の面からもおかしいと思うのは私だけなのかわかりませんが、矛盾だと私は思っております。

なお、10カ月前のことです、3月の反対討論の趣旨の文章がありますので、これらを実際聞いてくださるようお願い申し上げる次第でございます。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

平成18年8月30日、県内市町村の実質公債費比率が新聞報道されました。矢吹町はワースト3の現実を突きつけられたわけでございます。この危機的財政状況の表面化がキーとなって、官民一体となり、役場職員の方々は内部経費の削減、支出の見直し、税徴収の強化など財政再建3カ年計画の作成に奮闘努力してまいりました。町民は公共料金の値上げもやむなしと受け入れ、平成19年、20年、21年は我が矢吹町にとって正念場と位置づけをして、みんなでこの危機を乗り切る共同作業の態度を調えたところであります。その大切な財政再建3カ年のさなかに職員の給料を引き上げるということは、役場職員の方々の財政再建3カ年計画に対する熱意、そして奮闘努力が正しく町民に伝わらないと思います。せっかく築いてきた町民の信頼関係をみずから放棄するようなものであり、少しずつ積み上げてきた皆さんの矢吹町全体の覚悟に水を差すこととなります。職員の皆さん、今耐えていただきたいと願います。というのが前回の反対討論の趣旨でございます。

ところで、ことし4月から財政面から見ても原油高、穀物の値上がり、金融危機等を見ても、悪くてもよくなっていないというのが現状の姿であろうかと思えます。なぜ私はこのことについて眠った子を起こすような、そういう断腸の思いで、きょうは議事進行という面で皆様にお聞きいただいたということでございます。

議員個々の皆さんたちで襟を正す時期だと私は思うからでございます。主義主張は議員の特権であるかと思えます。お互いがびくびくしながらにらめっこしていたんでは、行政執行も議会運営もままならないと私は思っております。お互いに議員、そして職員一同になりましてこの財政再建に邁進することが責務ではないでしょうか。皆さん方のご協力を仰ぐ次第であります。ただ、このことについて矛先をどこにぶつけていいのか甚だ疑問ではありますけれども、私が言っている一事不再議、そういったものことについては、行政語ではありますけれども、抵触されなくても、しかし何らかの形でこの3月の結果、そして今回の結果、ほぼ同じ議案

でありながら賛成、そしてまた一方については反対ということで議決されたわけでございますけれども、これらについての整合性、一事不再議等々を照らし合わせた場合に、どう町長は理解をしているか、また統一見解があるとするならば、それらについてお考えを聞かせていただければ非常に幸いでございます。

以上で発言を閉じたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） ただいま発言がありましたけれども、議会運営委員会を開催いたしたいと思いますので、暫時休議をいたしたいと思います。

（午前10時37分）

---

○議長（柏村 栄君） それでは再開いたします。

（午前10時53分）

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（柏村 栄君） ただいま議会運営委員会を開きましたので、議会運営委員長のほうから報告をお願いします。

議会運営委員長、9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） では、報告させていただきます。

ただいまの12番、遠藤議員の発言について議会運営委員会を開催した結果を報告させていただきます。

全員一致の意見だったんですが、一事不再議には当たらないというふうに思慮されました。町長の答弁を求められておりますが、町長へ答弁を求めることは不適當であると。なお、今回の問題は議員個人の判断であるということです。

よって、議事録には発言は残しますが、この発言については質疑応答しないことに全員一致で協議が成立しましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） ただいま議会運営委員長のほうから報告があったとおり、議員皆様のご了承をお願いしたいと思います。

〔「了解」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、発言」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 委員長への発言というのは、なかなか好ましくないということなんですけれども、そういうことをご了承をお願いしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 私はご了承をお願いしたいと。皆さんどうですか。

〔「了解」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしということですので、そういうことでよろしくをお願いしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） そのために議会運営委員会を開きまして、議会運営委員長のほうから今言葉をいただいて、今私が議長として。

〔「委員長に対してどうかしたということじゃなくて、当事者が発言を求めているんだもの、それを許すのがベターじゃないの」「委員長の報告に対して委員長に発言をしたいということであるから、それは聞いてやったらいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） それでは発言を許します。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） ただいまの議会運営委員長からの報告は、私は納得しているわけで、ただ、今後の議会運営、議会活動のそういった中で、やはり議会運営委員会の中でその辺の整合性、道義的責任、モラル等々について協議していただくことを私のほうから希望するわけです。

それはどういうことかということについては、私が先ほど発言したように、執行、あと議会運営、そういうものに非常にぎくしゃくしたそういった懸念が現況ではあるからで、やはり正しく議会運営がスムーズに行われるということは非常に望むところであり、また議会の改革、そういうものについても積極的にされれば、これは議会活動がスムーズに行われるという前提で私は提言しているわけですので、その辺については委員長を初め議会運営委員の方々にもよろしくご配慮を賜りたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） ただいま遠藤議員のお話はよくわかりましたので、今後そういうことで進めていきたいということですので、ご了解をいただきたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第345回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時59分)